

# 認定コミュニティ活動状況資料

## 南湖地区まちぢから協議会

### (1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1～2
規約等	3～8
委員名簿	9

### (2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	10～15
当該年度の活動計画書及び収支予算書	16～17
特定事業の概要	18

(南湖地区・納涼盆踊り)

特定事業活動実施報告書及び収支決算書	19～20
--------------------	-------

(南湖地区・納涼盆踊り)

参考：まちぢだより10号

## 設立趣意書抜粋（地区の特性等）

南湖地区では、6ある自治会をはじめ、福祉、青少年育成、体育振興など様々な分野で数多くの団体が活動しています。また、地域活動の拠点としての南湖会館や、各種団体の活動の場となっている南湖公民館などの施設があり、住民は互いに和を尊重し、ふれあいと助け合いのもと、おだやかな生活環境のなか、日々の生活を送っています。

近年、少子高齢化や核家族化により地域の絆は希薄になりつつあり、家族や地域で解決してきた事柄が地域の課題となり、多様化する市民ニーズへの対応が求められてきています。

このような時代の流れの中、茅ヶ崎市では平成22年4月1日に施行した茅ヶ崎市自治基本条例第25条・第26条において、コミュニティや協働について規定をし、コミュニティ活動の尊重や市民と市との協働についての考えを示しました。この理念に基づき、地域住民が地域の課題について話し合い、課題解決の方法を決め、地域のニーズに合ったサービスを展開する。こうした地域の力をまちづくりに活かそうする取り組みが、新たな地域コミュニティです。

南湖地区では、住民が和を尊重し、ふれあいと助け合いがいつまでも続く地区であり続けるために、新たな地域コミュニティの取り組みを進め、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、「南湖地区まちから協議会」を設立することとしました。

認定基準確認表（南湖地区まちぢから協議会）

認定基準（条例第2条第2項）		適合状況
(1)	①規約に、「主として活動する区域」を規定しているか。	規約第2条に規定している。
	②規約に規定した「主として活動する区域」が「市長が定める認定区域」と合致しているか。	「主として活動する区域」と「市長が定める認定区域」が合致している。
(2)	①規約に、構成員として「認定区域で活動する自治会」を規定しているか。	規約第5条（1）に規定している。 （全6自治会中、6自治会が構成員となっている）
	②構成員の一覧を記載した書類により、「認定区域で活動する自治会が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に記載している。
	③認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が、規約や活動計画書等により明確になっているか。 ※認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、別紙「連携・補完体制確認表」も併せて提出してください。	該当なし。
(3)	①規約に、構成員として「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号で定める団体」を規定しているか。	規約第5条（2）～（11）に規定している。 ただし（5）（8）（9）を除く。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「規則第3条第1項各号で定める団体が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に記載している。
(4)	①規約に、構成員として「公募により選出されるもの」を規定しているか。	規約第5条（12）に規定している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「公募により選出されるものが構成員となっていること」が明確になっているか。 ※不在の場合は、「現在募集中であること」、「今後募集予定であること」等を記載してください。	名簿に記載している。

(5)	①規約に、「事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できること」を規定しているか。	規約第10条及び第22～26条に規定している。
	②活動計画書等により、「認定区域に住所を有する全ての個人が参加できる事業」が明確になっているか。	活動計画書に記載している。
(6)	①規約に、「運営が民主的に行われる仕組み」を規定しているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法を規定している。
	②活動計画書等により、「地域住民や事業者等に対し、活動を周知する体制や、意見や要望を聴取する体制が構築されていること」が明確になっているか。	活動計画書に記載している。
(7)	①規約に、「目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項」を規定しているか。	規約第1条に名称及び主たる事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第3条に目的、第7～9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項を規定している。
(8)	①規約等から、「営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないこと」が読み取れるか。	別紙「活動計画書」、「活動報告書」のとおり、規約第3条に規定した目的に関する事業のみを行っている。
	②毎年度の活動計画書及び収支予算書から、上記の項目に合致しないことが明確であるか。	活動計画書及び収支予算書で明確になっている。

## 南湖地区まちぢから協議会 規約

### 目次

- 第1条 名称及び所在地
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 準委員
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任務
- 第9条 役員の任期
- 第10条 会議
- 第11条 総会
- 第12条 総会の種別
- 第13条 総会の招集
- 第14条 総会の議決事項
- 第15条 総会の議事録
- 第16条 運営委員会
- 第17条 運営委員会の招集
- 第18条 運営委員会の決定事項
- 第19条 役員会
- 第20条 役員会の招集
- 第21条 役員会の所掌事項
- 第22条 部会
- 第23条 部会長及び副部会長の任務
- 第24条 部会長及び副部会長の任期
- 第25条 部会の招集
- 第26条 部会の協議事項
- 第27条 南湖会館及びしおさい南湖の管理運営
- 第28条 事務局
- 第29条 事業及び会計年度
- 第30条 経費
- 第31条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第32条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、南湖地区まちぢから協議会と称し、その所在地を南湖会館（茅ヶ崎市南湖4丁目6番1号）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する南湖地区（以下「南湖地区」という。）の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、南湖地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、文化・福祉の向上、生活環境と自然環境の保持・改善に努め、安全・安心で住みやすい地域づくりに市と協働して取り組むことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 南湖会館の管理運営に関すること。
- (6) しおさい南湖の管理運営に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 南湖地区の単位自治会の代表
- (2) 南湖地区社会福祉協議会の代表
- (3) 西浜学区青少年育成推進協議会の代表
- (4) 西浜地区体育振興会の代表
- (5) 南湖地区老人クラブ連合会の代表
- (6) 西浜学区子ども会連合会の代表
- (7) 南湖地区民生委員児童委員協議会の代表
- (8) 南湖ボランティアセンターの代表
- (9) 安心安全まちづくり協議会の代表
- (10) 西浜小学校 PTA の代表
- (11) 西浜中学校 PTA の代表
- (12) 公募による者
- (13) 本会が推薦する者

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員の定数は、25名以内とする。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第6条 本会に地域において活動を行っている又は事業を行っている団体からの推薦又は選出による準委員を置くことができる。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、会議の記録及び本会の事務を行う。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員を選任及び任期)

第9条 会長は総会において委員の互選により選任する。

- 2 役員は総会において委員の中から選任する。
- 3 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。但し会長の任期は3期までとする。
- 4 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

- 2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

(総会)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 南湖会館及びしおさい南湖の事業報告及び決算に関すること。
- (4) 南湖会館及びしおさい南湖の事業計画及び予算に関すること。
- (5) 本会の役員を選任及び解任に関すること。
- (6) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (7) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、委員及び準委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

3 運営委員会は、委員等以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第18条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員及び準委員の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 南湖会館の管理運営に関すること。
- (4) しおさい南湖の管理運営に関すること。
- (5) 部会の設置、廃止及び協議の投げかけに関すること。
- (6) 各部会長の選任及び解任に関すること。
- (7) 各部会が協議した事項に関すること。
- (8) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (9) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。

(10) 住民への周知に関すること。

(11) その他委員及び準委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

第19条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

3 役員会は、役員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第21条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関する  
こと。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第22条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長1名及び副部会長2名を置く。

3 部会長は、委員とする。

4 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

5 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第23条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第24条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の招集)

第25条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第26条 部会は、所掌する事項について調査・協議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(南湖会館及びしおさい南湖の管理運営)

第27条 南湖会館及びしおさい南湖の管理運営は、本会の中に設ける地域施設管理運営委員会  
が行う。

2 地域施設管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第28条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 書記及び会計の補佐に関すること。
- (2) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第29条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第30条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第31条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第32条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年11月7日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第9条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成27年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、南湖会館管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和2年8月1日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月22日から施行する。

## 令和7年度 南湖地区まちぢから協議会 運営委員名簿

令和7年4月1日現在

	役職	氏名	所属
1	会長	三觜 健一	下町自治会会長
2	副会長	岡崎 敏一	上町自治会会長
3	副会長	丸山 克己	西浜安全・安心まちづくり推進協議会会長
4	会計	石井 忠彦	南湖地区民生委員児童委員協議会会長
5	書記	秋本 武久	推薦委員
6	監事	重田 誠	茶屋町自治会会長
7	監事	蓮本 敏	南湖地区社会福祉協議会会長
8		柏木 衛	中町自治会会長
9		加藤 譲司	鳥井戸自治会会長
10		五十嵐 静一	新南湖自治会会長
11		鈴木 葉子	西浜学区青少年育成推進協議会会長
12		坂口 秀一	西浜地区体育振興会会長
13		矢作 幸雄	南湖地区老人クラブ連合会会長
14		加藤 光子	南湖ボランティアセンターセンター副会長
15		三橋 美奈	西浜学区子ども会連合会会長
16		三橋 純子	西浜中学校PTA代表
17		高野 奈緒	西浜小学校PTA副会長
18		鈴木 暢夫	公募委員

## 前年度の活動報告書及び収支決算書

南湖地区まちぢから協議会 令和7年度事業報告

### 1 会議等の実施

#### (1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年 4月19日	定期総会	出席者：15名 議 事：議案第1号 令和6年度南湖地区まちぢから協議会事業事業報告について 議案第2号 令和6年度南湖地区まちぢから協議会収支決算について 議案第3号 監査報告（南湖地区まちぢから協議会） 議案第4号 令和6年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務事業報告について 議案第5号 令和6年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務収支決算について 議案第6号 監査報告（南湖会館・しおさい南湖） 議案第7号 令和7年度南湖地区まちぢから協議会及び地域施設管理運営委員会の役員の選任について 議案第8号 令和7年度南湖地区まちぢから協議会事業計画（案）について 議案第9号 令和7年度南湖地区まちぢから協議会収支予算（案）について 議案第10号 令和7年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務事業計画（案）について 議案第11号 令和7年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務収支決算（案）について
5月16日	役員会	新年度行事日程について
5月17日	運営委員会	新年度行事日程について 防災部会の活動について
6月13日	役員会	地域懇談会テーマについて 防災訓練について
6月14日	運営委員会	地域懇談会テーマについて

		防災訓練について
7月11日	役員会	市まちぢから協議会連絡会視察研修について
7月12日	運営委員会	地域懇談会の質問事項について
8月8日	役員会	地域懇談会について 津波警報時の動きについて
8月9日	運営委員会	納涼盆踊りについて 地域懇談会について 津波警報時の動きについて
9月12日	役員会	地域懇談会について
9月13日	運営委員会	納涼盆踊り振り返り 地域懇談会について
10月10日	役員会	研修会について
10月11日	運営委員会	研修会について
11月14日	役員会	研修会について 指定管理者の更新について
11月15日	運営委員会 研修会	指定管理者の更新について 「道の駅オープン後の現況と課題」
12月12日	役員会	賀詞交歓会について 年末行事について
12月13日	運営委員会	賀詞交歓会について 年末行事について
令和8年 1月16日	役員会	公募委員の募集について
1月17日	運営委員会	公募委員の募集について ホームページについて
2月20日	役員会	新年度体制について 新年度行事について
2月21日	運営委員会	新年度行事について
3月6日	臨時役員会	新年度体制について
3月13日	役員会	新年度の会議日程について 総会について
3月14日	運営委員会	新年度の会議日程について 総会について

(2) 部会【広報部会】

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年 6月17日	広報部会	「まちぢだより南湖」第9号（令和7年9月）発行について
7月25日	広報部会	「まちぢだより南湖」第9号（令和7年9月）発行について
8月10日	広報部会	「まちぢだより南湖」第9号（令和7年9月）発行について
8月19日	広報部会	「まちぢだより南湖」第9号（令和7年9月）発行について
8月25日	広報部会	「まちぢだより南湖」第9号（令和7年9月）完成・入荷
12月23日	広報部会	「まちぢだより南湖」第10号（令和8年3月）発行について
令和8年 1月15日	広報部会	「まちぢだより南湖」第10号（令和8年3月）発行について
1月20日	広報部会	「まちぢだより南湖」第10号（令和8年3月）発行について
2月17日	広報部会	「まちぢだより南湖」第10号（令和8年3月）発行について
2月28日	広報部会	「まちぢだより南湖」第10号（令和8年3月）完成・入荷

(2) 部会【防災部会】

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年 9月 2日	防災部会	合同防災訓練について
9月24日	防災部会	合同防災訓練について
10月21日	防災部会	合同防災訓練について
11月 1日	防災部会	合同防災訓練について

2 事業の実施

実施予定日	事業の名称	内容・実施体制・参加者数
令和7年8月16日	南湖地区納涼盆踊り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南湖地区納涼盆踊り実行委員会</li> <li>・約1,000人が参加</li> </ul> （中学生の自主作成した浴衣での盆踊り参加や手芸品の販売が好評）
9月 6日	南湖地区防犯講話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体で議論するテーマについて意見がなく、現在詐欺被害が増大していることから、地域懇談会を防犯講話に変更して実施した。</li> <li>・茅ヶ崎警察署生活安全課職員に講師を依頼し、特殊詐欺に関する講話や質疑応答を行った。</li> </ul>
11月 1日	合同防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型を中心とした初期活動等7項目を実施し、143名が参加。</li> </ul>

		・今後も地域が主体的に動いていけるよう防災リーダーが参加者にレクチャーを実施。
9月	広報活動（広報紙の発行等）	「まちぢだより南湖」第9号発行
令和8年3月	広報活動（広報紙の発行等）	「まちぢだより南湖」第10号発行

### （1）南湖地区納涼盆おどり

実施日 令和7年8月16日（土）

会場 西浜小学校

参加者 約1,000人

概要 南湖地区納涼盆踊り実行委員会を中心に、地域住民の交流と新しい担い手の発掘を目的に実施した。

内容 猛暑の中、6自治会の役員が会場設営や片付け等、参加者と積極的にコミュニケーションを取り楽しく活動できた。団扇を作成・配布したことにより、事業への参加意識を高めることができた。学生による太鼓と踊りに参加した小中学生や、子ども会の保護者の協力を得ることができ、より若い世代とのコミュニティの醸成に繋がった。



### （2）合同防災訓練

実施日 令和7年度11月1日（土）

会場 西浜小学校

参加者 143名

概要 実施内容は、体験型のものを中心に7つの項目（Aグループ：起震車・煙体験、ロープワーク、消火器取り扱い、Bグループ：搬送法、AED蘇生法、救助・救出、A・Bグループ：疑似避難所体験）を各自治会Aの体験型とBの技能習得型に分かれて実施しました。

このうち搬送法、救助・救出、ロープワークは今後も地域が主体的に動いていけるように防災リーダーが指導役となり、参加者にレクチャーを行いました。

た。

12月13日運営委員会で振り返り報告会を行い、その内容については次期の防災部会へ訓練の参考に引き継いでいきます。



### (3) その他

- ・令和7年 6月 1日 (日) 海岸美化キャンペーン
- ・令和7年11月15日 (土) 南湖地区まちぢから協議会研修会・懇親会
- ・令和8年 1月18日 (日) 南湖地区まちぢから協議会賀詞交歓



令和7年度 南湖地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	内 訳	
繰越金	1,085	1,085		
市補助金	助成金 (市民自治推進課)	570,000	570,000	運営費等助成金 250,000 特定事業助成金 320,000
	助成金 (防災対策課)	0	0	地区防災訓練補助金
	小計	570,000	570,000	
雑収入	自治会分担金	45,000	45,000	連合会 45,000
	会費	190,000	237,800	賀詞交歓会 129,000 委員研修会懇親会 108,800
	その他	100	3,122	利息 362 寄附 2,760
	小計	235,100	285,922	
合 計	806,185	857,007		

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳	
運営費	事務消耗品費	20,000	103,868	インク代 15,504 ノート 110 ファイル 330 SDカード 1,078 インナーバック 3,366 ケーブル 3,680 プロジェクター 79,800
	会議費	0	0	
	役員活動費	70,000	79,865	会 長 20,005 副会長 17,630×2 会 計 12,300 書 記 12,300
	事業費	200,000	235,920	委員研修会懇談会 108,800 賀詞交歓会 127,120
	その他	50,000	3,770	電波利用料
	防災部会	50,000	10,414	防災訓練使用
	広報部会	80,000	77,000	広報誌（9号：38,500、10号：38,500）
小計	470,000	510,837		
特定事業	南湖地区納涼盆踊り	320,000	323,564	特定事業盆踊り大会 物品費 123,404 印刷製本費 300 委託費 190,000 保険料 9,310 手数料 550
	小計	320,000	323,564	
予備費	16,185	0		
繰越金		22,606		
市への返還金	0	0		
合 計	806,185	857,007		

# 当該年度の活動計画書及び収支予算書

## 南湖地区まちぢから協議会 令和8年度事業計画書

### 1 運営委員会・役員会

#### (1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の報告

行政からの依頼・連絡事項、連絡会での協議事項等の報告を行います。

#### (2) 各種協議

事業の実施に関する協議、協議会活動の周知に関する協議、各種団体や地域住民等の参画方法に関する協議を行います。

#### (3) 各委員の活動内容及び課題の情報共有

各委員の情報交換を行い、必要に応じて課題の解決に向けた検討を行います。

### 2 事業の実施

#### (1) 地域懇談会（旧市民集会）

テーマを決めて担当部署との協議を行い、最終的に行政責任者との意見交換を行います。

#### (2) 南湖地区納涼盆おどりの企画運営

実行委員会を立ち上げ、前回実施の内容を踏まえて企画・実施を行います。

#### (3) 防災訓練

南湖地区の各自治会及び防災リーダーで構成する防災部会が企画運営を行います。

#### (4) 協議会活動の周知

ホームページや広報、回覧等を通じて活動の周知を行います。

### 3 活動周知の充実

#### (1) 広報紙の発行

広報紙の情報内容を検討し、定期的な情報発信を目指します。

#### (2) ホームページの充実

「南湖地区まちぢから協議会」のページについて管理運営体制を検討・充実し、定期的な情報発信を目指します。

令和8年度 南湖地区まちぢから協議会 予算書

収入の部

項目	予算額	内 訳
繰越金	22,606	
補助金	920,000	
運営等助成金	250,000	運営等助成金 250,000円
特定事業助成金	670,000	特定事業助成金 670,000円
地区防災訓練補助金	0	
雑収入	285,100	
自治会分担金	45,000	連合会:45,000円
賀詞交歓会等会費他	240,000	賀詞交歓2,000x50人、研修会等6,000x15人
その他	100	利息
合 計	1,227,706	

支出の部

項目	予算額	内 訳
<b>【本部】</b>	400,000	
事務消耗品費	40,000	事務用品、消耗品、印刷代
会議費	0	総会費用、会議費用他
役員活動費	70,000	
事業費	240,000	賀詞交歓会、地域懇談会他
その他	50,000	電波利用料他
<b>【防災部会】</b>	50,000	防災訓練費用他
<b>【広報部会】</b>	80,000	広報費他
小 計	530,000	
特定事業費		
委託料	670,000	盆踊り大会
小 計	670,000	
予備費	27,706	
市への返還金	0	
合 計	1,227,706	

\*なお管理運営委員会会計は別途特別会計とする。

## 特定事業の概要（南湖地区・納涼盆踊り）

南湖地区では、西浜地区体育振興会主催（西浜学区青少年育成推進協議会、自治会、南湖地区社会福祉協議会、婦人会、老人会、子ども会共催）で祭を開催してきたが、近年では会場設営スタッフの高齢化や運営予算の縮小等の課題から、事業の継続が困難な状況に陥っている。

また、南湖地区の伝統文化は継承者の高齢化に伴い、その機会が年々減少しており、世代間交流を通じて伝統文化を継承する機会が求められている。

### （１）事業の概要

- 会場は西浜小学校校庭とし、櫓、太鼓等必要な物品は協議会をはじめ、関係団体所有の物品を最大限活用し、電飾については有資格者に設置を委託する。また、有資格者のボランティア協力を経て費用の軽減を最大限図る。
- 盆踊り企画については、別添「事業実施体制」のとおりとし、南湖地区の伝統文化を継承するため、「南湖麦打唄」を演目に盛り込む。
- 模擬店については、別添「事業実施体制」のとおりとし、利益が出ない程度の価格設定等をルールとして出店希望団体を実行委員会内で募集する。
- まちぢから協議会のぼり旗の設置やチラシを配架、オリジナル団扇を作成して活動周知を図る。
- 開催の周知については、チラシを作成し各家庭に配布、掲示板、ホームページ等で情報発信を行う。
- 運営を通じた世代間交流を図るために、模擬店の設営・片付けや販売協力など、西浜小・中学校生徒の協力を得る。
- 事業実施後は、実行委員会で振り返りを行い、次年度に向けた課題や展望について話し合う。
- 新型コロナウイルス等感染症対策のガイドラインを参考に、基本的な感染防止対策をしながら実施する。

### （２）事業のねらい

老若男女を問わず南湖地区住民が一堂に会して交流できる事業として「南湖地区納涼盆おどり」を実施し、住民相互のコミュニケーションを図り、南湖地区の文化を継承する機会とする。本事業を通じて南湖地区まちぢから協議会の活動を幅広い世代に周知する。

### （３）令和7年度実績

猛暑の中の開催となり、熱中症等の懸念があったが、ウォータージャグの設置等の工夫により体調不良者や混乱は見られなかった。老若男女問わず多くの地域住民が訪れた。校庭の中心に盆踊りを踊る参加者の大きな輪ができ、参加者同士のコミュニケーションが生まれ多世代間の交流を促すという目的が達成できた。

また、南湖地区まちぢから協議会のPRを兼ねて作成した団扇700本が好評を博し、多くの参加者の手に渡ったことから、協議会の周知と、新たな担い手の発掘につなげるという目標も達成できた。

# 特定事業活動報告書及び収支決算書

## 事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	南湖地区住民が一堂に会した老若男女を問わない多世代間交流、文化継承、新たな担い手発掘を目的に南湖地区納涼盆おどりを実施した。		
	活動期間	令和7年6月1日～令和7年12月31日		
	実施体制	南湖地区納涼盆おどり実行委員会	周知方法	回覧、掲示板、全世帯、地区内の小中学校・公共施設へチラシ・ポスター配布、HP掲載
	参加者数	約1,000人	実施日	令和7年8月16日(土)
事業の目的や効果は達成できましたか	<p>猛暑の中の開催となり、熱中症等の懸念があったが、ウォータージャグの設置等の工夫により体調不良者や混乱は見られなかった。老若男女問わず多くの地域住民が訪れた。校庭の中心に盆踊りを踊る参加者の大きな輪ができ、参加者同士のコミュニケーションが生まれ多世代間の交流を促すという目的が達成できた。</p> <p>また、南湖地区まちぢから協議会のPRを兼ねて作成した団扇700本が好評を博し、多くの参加者の手に渡ったことから、協議会の周知と、新たな担い手の発掘につなげるという目標も達成できた。</p>			
事業を計画的に実施することができましたか	概ね計画どおり実施できた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	<p>電飾装置配線工事の人件費の上昇等による予算計画から超過した費用は南湖地区まちぢから協議会から負担金を支出した。</p> <p>印刷代予算を業者委託の予定で30,000円としていたところ、協議会でチラシを自主作成し印刷したため印刷代を削減できた。</p>			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	事業開始前に事業についての意見を募った。9月7日に南湖地区まちぢから協議会内で南湖地区納涼盆おどり反省会と今後について意見交換を実施した。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	それぞれの団体が熱中症対策や参加者のため、積極的に活動した。6自治会の役員が会場設営や片付け等を分担して行い、模擬店や協議会ブースの運営をとおし参加者と積極的にコミュニケーションを取り楽しく活動できた。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	<p>会場入口に南湖地区まちぢから協議会のブースを設置し、協議会の活動状況をまとめたパネル展示や、南湖地区まちぢから協議会の名前を印字した団扇を作成・配布し活動の周知に努めた。</p> <p>また、西浜中学校家庭科部が自主作成した浴衣を着て盆踊りに参加したり、作成した手芸品を販売したり、若い世代の活躍が地元からは大変好評であった。</p> <p>学生による太鼓や、伝統の麦打唄の継承に加え幅広い年代が盆踊りに参加してくれたことで、世代間の交流を深めることができコミュニティの醸成に繋がった。イベントの運営も、子ども会の保護者の協力を得ることができ、より若い</p>			

	世代に活動の理解を得られた。また、スタッフ以外の一般参加者が準備や片付けに協力的で、参加者を巻き込んだ運営をすることができた。
課題と今後の展望について	<p>南湖地区にはイベントを開催する会場がないため小学校を使用しているが、使用許可条件が厳しく年々開催しづらくなっている。天候に左右されずに実施できる企画と参加者が楽しめるイベントを、考慮して実施したい。</p> <p>会場設営に係る電飾装置配線については、ボランティアで対応できる範疇ではないので、次年度以降の事業実施でも引き続き専門の事業委託費を見込む必要がある。</p> <p>財源については、協賛金や参加団体からの負担金など、自主財源の確保について引き続き検討していきたい。</p>

## 収支決算書

### 収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	320,000	320,000	認定コミュニティ特定事業助成金
負担金	0	3,564	まちぢから協議会負担金（不足分）
計	320,000	323,564	

### 支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
物品費	109,000	123,404	うちわ700本（115,500円） 電球40個（7,904円）
印刷製本費	30,000	300	印刷代（300円）
委託費	166,200	190,000	電飾装置配線工事費（190,000円）
保険料	9,310	9,310	賠償責任保険（9,310円）
手数料	440	550	
予備費	5,050	0	
市へ返還	0	0	
計	320,000	323,564	



# まちぢだより南湖

## 南湖地区合同防災訓練

昨年11月1日(土)に南湖地区合同防災訓練を西浜小学校で2年ぶりに開催しました。自主防災組織、防災リーダー他143名が参加し、コロナ前に行っていた体験型を含めた応急活動(水消火器、搬送法、AEDなど)を9年ぶりに実施しました。このうち搬送法、救助・救出、ロープワークは今後も地域が主体的に動いていけるように防災リーダーが指導役となり、参加者へレクチャーを行いました。

「応急訓練は初めて」という人も多く参加していました。体験を通して、個々や地域の災害対応力の向上に繋げていくことが大切です。



救助・搬出の様子



開会式

## 南湖地区納涼盆おどり



8月16日(土)、西浜小学校校庭にて南湖地区納涼盆おどりが開催されました。晴天に恵まれましたが、気温も高く熱中症に注意しながらの開催となりました。

午後6時から模擬店、午後6時30分から南湖郷土芸能保存会による南湖麦打唄の披露と体験会、午後7時から盆踊りが行われました。中町自治会による力強い太鼓、民舞会による模範踊りを中心に大きな輪が出来上がっていました。

多くの地域の方々にご参加いただき大盛況のうちに、午後8時30分、無事終了しました。

(記：南湖地区まちぢから協議会 西浜地区体育振興会)

社協・ボラセン

## バス視察研修会

南湖地区社会福祉協議会は南湖ボランティアセンターと共に、今年度は地域福祉に関する研修を共同で行う事にし、昨年11月に70年を超える歴史を持つ鶴沼地区社会福祉協議会・ボランティアセンターを訪問し交流を図りました。

支援者数の減少の悩みは同じ課題でしたが、新たな取り組みで麻雀サロンという共通点を見つけ、12月に再度関係者で訪問し、南湖地区で新しいサロン誕生の一助とさせていただきました。昨年10月から南湖地区北部に特養ふれあいの麗寿との共催で南湖サロン麗寿を新たに開設することが出来ました。しおさい南湖、南湖会館でのサロン同様、地域の皆様のご参加をお待ちしております。

(記：南湖地区社会福祉協議会)

## 南湖ふれあいまつり

今年で22回目となる「南湖ふれあいまつり」が、南湖地域の皆様と南湖会館との「つながり」をテーマに11月9日（日）に行われました。開会式には行政より塩崎副市長はじめ自治推進課の方々、市内各コミュニティーセンター代表の方々にご挨拶をいただきました。

焼きそばやおでん、フランクフルトなどの模擬店が出店し、午後からはゲームコーナーやポップコーンなどで子どもたちと楽しく遊ぶことが出来ました。また、利用者による各サークルの発表会では太極拳やフラダンスなどが行われ、展示コーナーでは、西浜小学校、中学校の生徒による絵画や手芸作品などの展示も行われました。色々な世代の方々との交流とつながりが出来た有意義な一日でした。  
(記：南湖会館)



## しおさい南湖

## クリスマスサロン

昨年12月13日（土）に南湖地区社協主催、「しおさい南湖」共催のクリスマスサロンが行われました。ジングルベルの音楽とともにサンタクロースとトナカイが登場。サンタクロースから配られたミニプレゼントに、会場は一気にクリスマスモード。参加者の顔にも満面の笑みがこぼれました。

地域の皆さんからのご寄付により「クリスマスお楽しみ抽選会」では、何が当たるかわからない抽選会にみんなワクワク。お互いに当たった景品を見せあって楽しいひとときを過ごしました。

今回はいつもより多くの人達が参加され、「とっても楽しかった」「シュークリーム美味しかった」などのお声をいただき、大賑わいのサロンとなりました。  
(記：しおさい南湖)



## 西浜地区青少年育成推進協議会より

青少年育成推進協議会は、地域での青少年育成活動を目的に市内19の小学校区に組織化されています。西浜学区青少年育成推進協議会（推進協）は子どもに関わる団体や人と連携し、子どもたちが健やかに成長できる地域のために活動しています。

### 主な事業（R7年度）

- ・ドキドキチャレンジ（南湖公民館共催）平塚総合公園まで歩こう・バウムクーヘン作り
- ・西浜学区子ども大会 陶芸にチャレンジ

その他の地域行事に協力、パトロール等もしています。

今後ともご理解ご協力をお願いいたします。



もっと知りたい！

私たちのナンゴ

## エピソード5： 上町 南郷力丸碑

白波五人男という歌舞伎の演目をご存じですか？登場する「さてどんじりに控えしは～念仏嫌いな南郷力丸」の名セリフの主は南湖出身で実在した大盗賊の南宮行力丸がモデルです。力丸の碑はかつて上町のイヌキ熊澤商店の敷地内にありましたが、昭和30年代半ばに店舗新築のため鳥井戸の浄土宗西運寺に移設。今も大切に祭られています。

毎日南無阿弥陀仏の御念仏を聞きながら、念仏嫌いな力丸さんは何を思っているのでしょうか？

詳細はまちぢからホームページ「南湖地区ご紹介」08. 西運寺をご覧ください。(記：上町自治会)

